

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：日野町ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、当会が立地する市街地地域においては浸水の恐れがある地域は少ないものの、一部の地域で 0.5m 未満の浸水が予想されているほか、ごく僅かの地域では 1m 以上の浸水も予想されている。

(土砂災害：日野町ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、西大路地区や東桜谷地区の山間部では、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域に指定されている地域があり、土砂災害が生じる恐れがあるが、指定されている地域はいずれも商工業を営む者はほとんど居ない。

(地震：日野町地域防災計画)

日野町地域防災計画によると、当町に影響の大きい地震被害想定として鈴鹿西縁断層帯、頓宮断層、南海トラフ巨大地震があげられており、それぞれの今後 30 年以内の発生確率および地震の規模は次のとおりである。

- | | | |
|-------------|----------------|----------------|
| ・ 鈴鹿西縁断層帯 | (確率) 0.08～0.2% | (規模) M7.6 程度 |
| ・ 頓宮断層 | (確率) 1%以下 | (規模) M7.3 程度 |
| ・ 南海トラフ巨大地震 | (確率) 80%程度 | (規模) M8～M9 クラス |

(その他：日野町地域防災計画)

当町の日野川流域の出雲川ではこれまでも幾度か水害に見舞われてきた。特に平成 25 年の台風 18 号では、当町に特別警報が発表され、出雲川が越水し一部地域では床下浸水による被害を受けた。また、西大路地区の山間部では、大量に降った雨が家屋に流入するなど大きな被害をもたらした。この台風による人的被害はなかったが、床下浸水等の住家被害や土砂崩れ、法面の崩壊等多大な被害をもたらした。

(感染症)

動物由来感染症や気候変動、グローバル化が要因となり新型ウイルス感染症の発生リスクが高まり、インフルエンザや結核、麻疹など過去に流行した感染症が再興するリスクもある。また薬剤耐性菌が拡大し、従来の治療法が効かなくなるリスクなどもあり、新薬の開発や AI やデータ解析を駆使した早期警戒システムなどが感染症対策につながっている。当会は、新型コロナウイルス感染症の発生時、日野町との連携により職域接種に取り組んだ実績もある。今後も未知の感染症の流行時にはいち早い取り組みが行えるよう平時からの連携強化が必要である。

(2) 商工業者の状況

- | | |
|-----------|------|
| ・ 商工業者等数 | 797人 |
| ・ 小規模事業者数 | 678人 |

【内訳】日野町の商工業者数（令和6年4月商工会実態調査）

	業種	商工業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	建設業	156	各地区に分散している
	製造業	140	日野第一・第二工業団地に集中
	卸売業	40	中心市街地に多い
	小売業	171	小規模店は各地域に点在するが、多くが中心市街地に多い
	飲食業	58	中心市街地に多い
	サービス業	199	中心市街地に多い
	その他	33	中心市街地に多い

（３）これまでの取組

１）当町の取組

- ・防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・防災協定の締結（災害時の物資調達協定）

２）当会の取組

- ・事業者BCPに関する国・県の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・日野町が実施する防災訓練への参加および協力
- ・商工会ビジネス総合保険（事業活動包括保険）等の取扱い
- ・リチウムイオン二次電池（容量2500Wh以上）設置
- ・パッケージ型防災セット設置
（保存水・非常用食品、保温具・懐中電灯・救急セット・軍手・ヘルメット等）
- ・中小企業者への事業継続力強化計画の対応、申請推進

Ⅱ 課題

現状では、自然災害等による緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルの整備が不十分である。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

Ⅲ 目標

- ・町内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。加えて、事業継続力強化計画の申請支援を行う。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また町内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ※その他
- ・上記内容に変更が生じた場合は、当会または当町から速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

＜1. 事前の対策＞

- ・ 平成28年に締結した「災害時における生活物資の調達等に関する協定」について、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクおよびその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・ 商工会会報や町広報、商工会ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導および助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者へ周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・ 日野町商工会危機管理マニュアル（平成28年作成）
- ・ 事業継続力強化支援計画（令和2年作成）

3) 関係団体等との連携

- ・ 全国商工会連合会が提携を結ぶ「あいおいニッセイ同和損害保険株式会社」等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や損害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・ 日野町事業継続力強化支援協議会（構成員：商工会正副会長、当会、当町等）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害（マグニチュード7の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確

認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

＜２．発災後の対策＞

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。
そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

１）応急対策の実施可否の確認

- ・発災後速やかに職員の安否報告を行う。
（ＳＮＳ等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第３２条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

２）応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例） 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、３日以内に情報共有する。

（例：被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	・町内の１０％程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・町内の１％程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、または交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・町内の１％程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・町内の０．１％程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

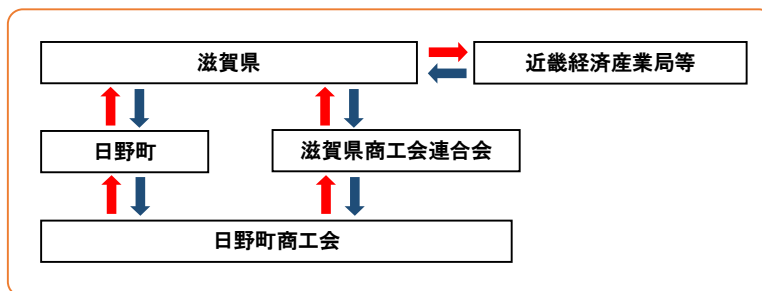
発災後～３日	１日に２回共有する
４日目～１週間	１日に１回共有する
１週間～１ヶ月	２日に１回共有する
１ヶ月以降	１週間に１回共有する

- ・当町で取りまとめた日野町新型インフルエンザ等対策行動計画を踏まえ、

必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

＜３．発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・自然災害等発生時に、町内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告および指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、滋賀県の指定する方法にて当会又は当町より県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を滋賀県の指定する方法にて当会又は当町より県へ報告する。



＜４．応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・相談窓口の開設方法について、日野町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・町内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町等の施策）について、町内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者に対し支援を行う。

＜５．地区内小規模事業者に対する復興支援＞

- ・滋賀県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を滋賀県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

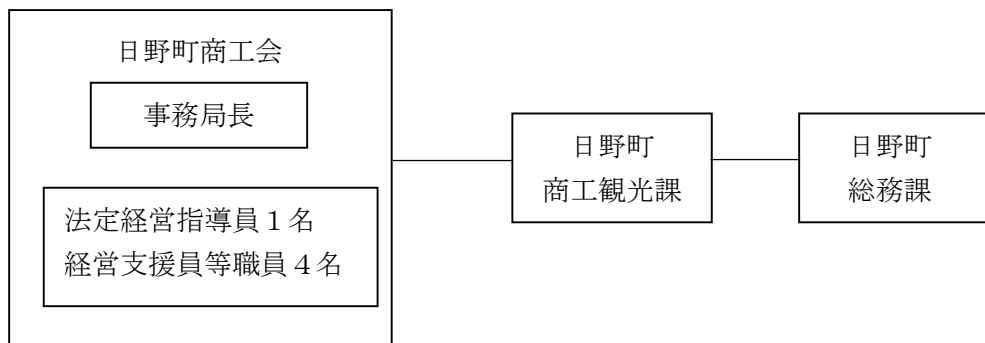
(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和 6 年 1 2 月現在)

(1) **実施体制** (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 中嶋 美智子 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供および助言等を行う

- ・ 本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1 年に 1 回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先

①商工会／商工会議所

日野町商工会

〒529-1602 滋賀県蒲生郡日野町河原一丁目 1 番地

TEL. 0748-52-0515 / FAX. 0748-53-1859

E-mail : info@hino-shokokai.com

②関係市町

日野町商工観光課

〒529-1698 滋賀県蒲生郡日野町河原一丁目 1 番地

TEL. 0748-52-6562 / FAX. 0748-52-2043

E-mail : kankou@town.shiga-hino.lg.jp

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
必要な資金の額	160	160	160	160	160
・ 専門家派遣費	0	0	0	0	0
・ セミナー開催費	80	80	80	80	80
・ チラシ作製費	50	50	50	50	50
・ 防災、感染症対策費	30	30	30	30	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、日野町補助金、滋賀県補助金 事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
連携して実施する事業の内容	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携して事業を実施する者の役割	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携体制図等	
①	
②	
③	